

第137号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表49の項第2号中「第32条の4第1項第5号口」を「第32条の4第1項第6号口」に改め、同表51の項第2号中「第6条第1項第5号口」を「第6条第1項第6号口」に改める。

附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。